

小田原市エア遊具横転事故の原因等の概要

- 平成28年3月30日、突風により滑り台型のエア遊具が飛ばされ、接触した13名が負傷。
- 風速の把握や重りの設置等に関して、現場担当者に対する組織的な指導・監督が十分でなく、現場担当者の安全対策がおろそかになっていた。

事故の背景

(組織的な安全管理の体制)

・警報・注意報の確認についての指針が明確ではなかった

・目視点検を指導していたが、始業前点検リストを作成させ、組織的に確認する体制になかった

・遊具全体で20箇所重りが設置可能
・事業者は担当者に「14箇所設置すべき」と口頭指導していた
・設置場所等を具体的に明記した書面はなかった

事故当日の状況

(担当者の業務の実施状況)

・強風注意報を確認せず
・風速計を持参せず
・利用者の遊戯終了を待ち、営業中止が遅れた

・当該遊具全体で8箇所しか重りを設置せず
・特に、遊具の左側後方の設置箇所の重り設置が不十分だったことが事故に影響
(左側は、突風の風上側だった)

(参考)

安全運営の10ヶ条

(一般社団法人日本エア遊具安全普及協会が作成し、消費者庁が遵守を要請)

・風速計を必ず設置
・注意報等を確認

・始業前点検リストに沿って確認
(重り、風速に限らず運営全般で)

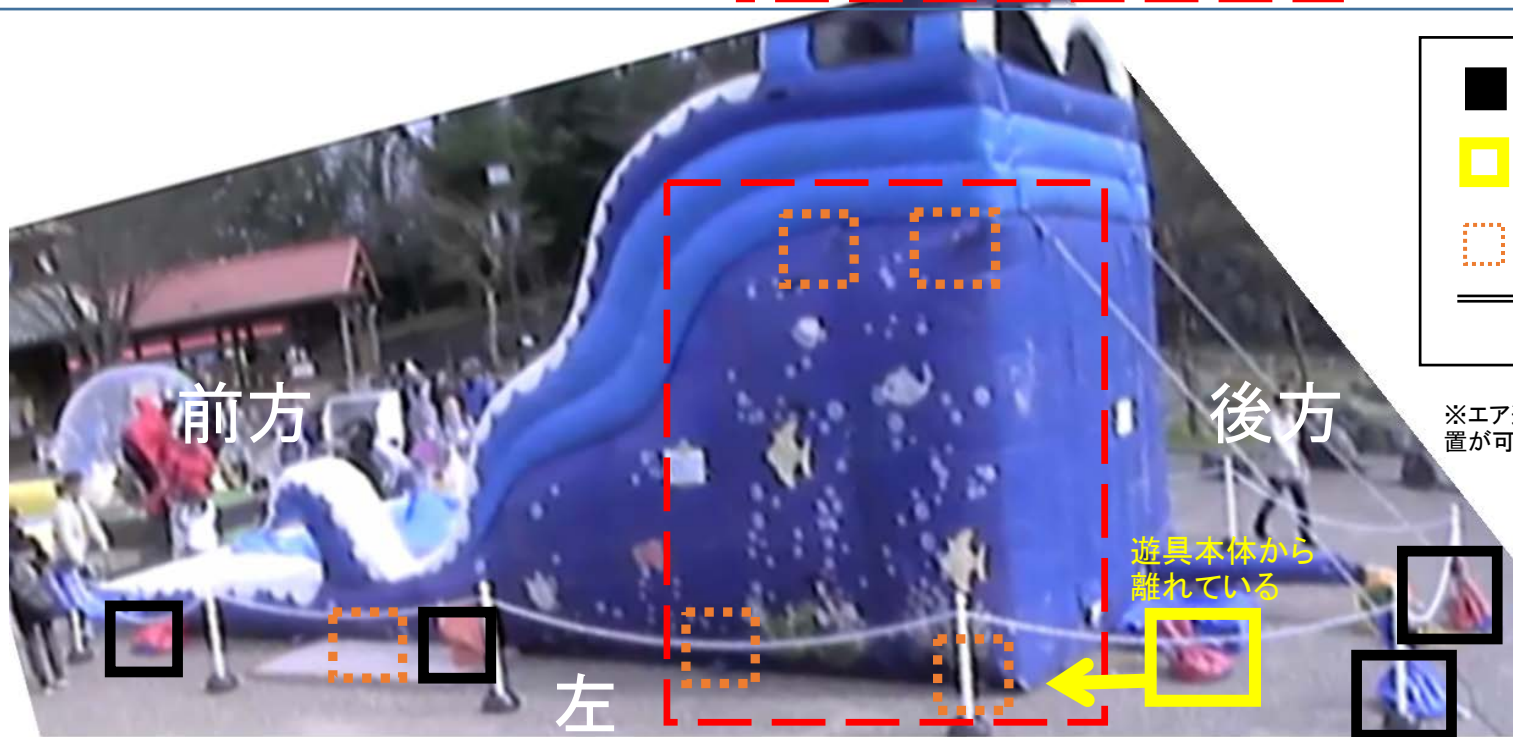
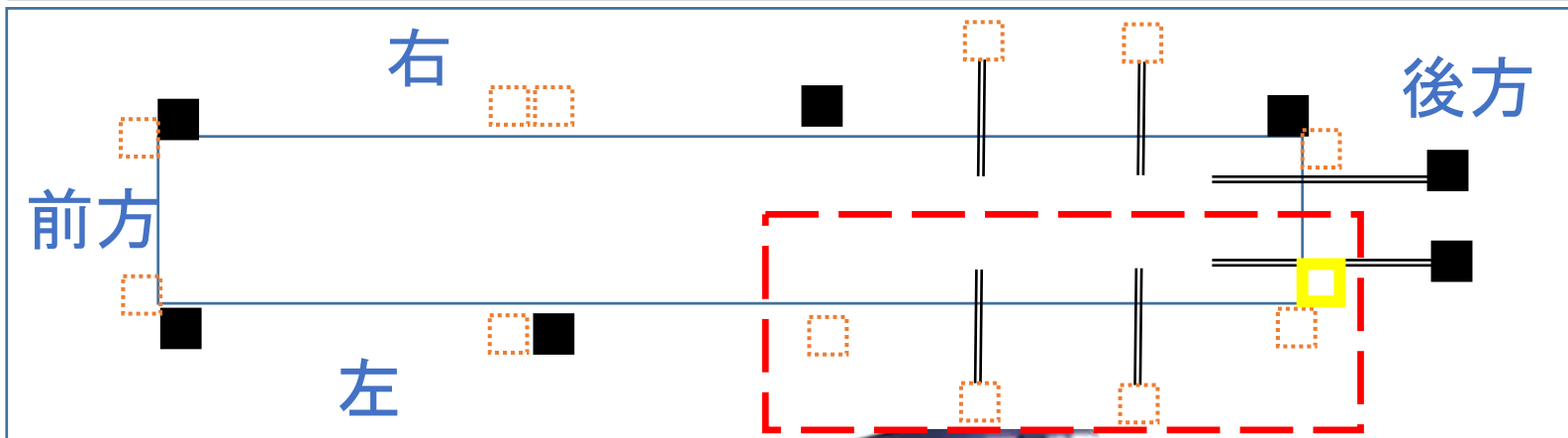
・メーカー所定の重りをつける

消費者庁が事業者に安全管理の徹底を指導

(重り設置の仕様設定、チェックリストによる安全管理等を実施中)

重りの設置可能箇所と実際の設置状況

エア遊具の左後方部の4箇所(赤点線部)は、エア遊具左側(当日の風上側)からの風への対策として重要だが、設置されていなかった。



- 設置されていた
- 設置されていたが、位置が不適切
- 設置無し
- ══ エア遊具上部から接続

※エア遊具の構造上、重りの設置が可能なポイントを記載